

構想対象市町村の組合せ（案）

- 1．構想対象市町村の組合せに係る基本的な考え方・・・・・・・・ 1 p
- 2．構想対象市町村の組合せ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 p

構想対象市町村の組合せ（案）

1．構想対象市町村の組合せに係る基本的な考え方

本構想においては、国から示された「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」（平成17年5月31日総務大臣告示第645号、以下「基本指針」という。）を踏まえ、合併の推進の必要性や市町村の現況及び将来の見通しなどを検討した上で、新合併特例法の期限（平成22年3月31日）内において、自主的な市町村の合併の推進が必要と認められる構想対象市町村の具体的な組合せを示すものである。

なお、構想策定後、情勢の変化等により合併気運の高まりが見られる地域や、本構想と異なる組合せにより合併協議が開始された場合には、茨城県市町村合併推進審議会の意見を聴いた上で、新たに構想対象市町村の組合せに位置付けるなどの変更を行うこととする。

《参考》国の基本指針に定められた構想対象市町村

生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村
おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村

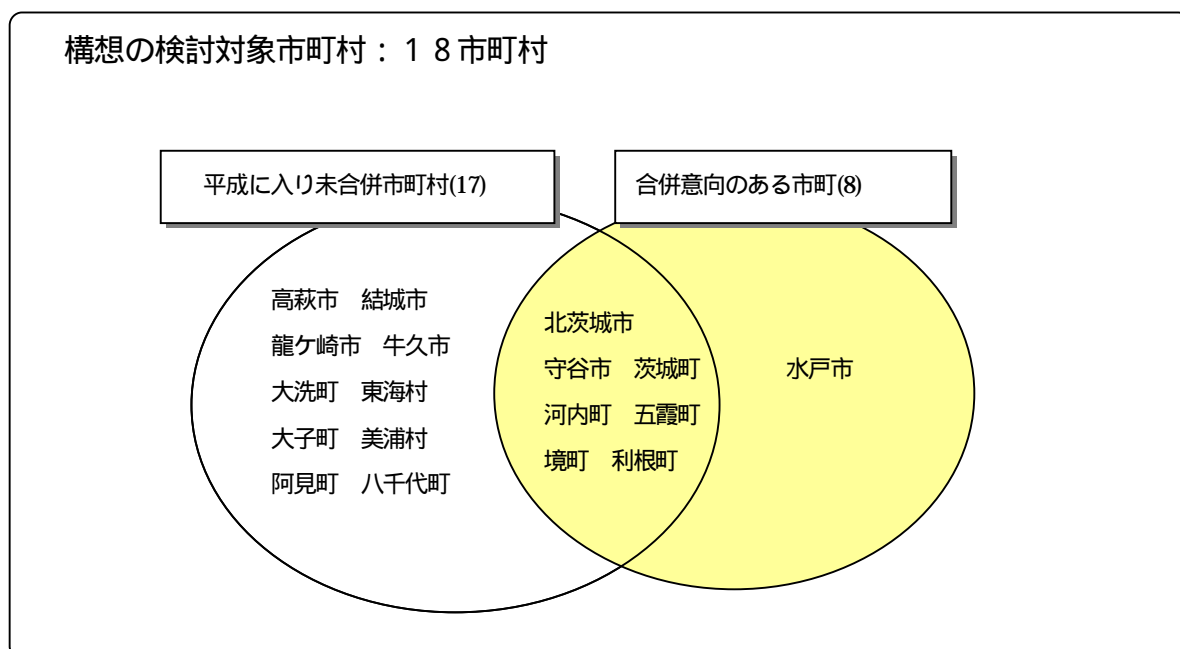
なお、の市町村については、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、旧法の下で市町村の合併を行った経緯についても考慮すること。

2. 構想対象市町村の組合せ

(1) 検討対象市町村の選定

本構想においては、新合併特例法の期限内での実現を前提に組合せを示すものであることから、次の18市町村を対象に検討を行った。

すなわち、本県では、現在の44市町村のうち半数を超える27市町が平成に入り合併しており、これらの市町においては、早期に新市町の一体化を図ることが重要な課題であることから、今回の構想においては、原則として平成に入り合併に至らなかった17市町村と、平成18年1月に実施した市町村長に対する「構想に関する意向調査(アンケート方式)」で合併意向のある8市町村を対象に検討を行った。



(2) 構想対象市町村の組合せを検討した視点

構想対象市町村の具体的な組合せについて、国の基本指針を踏まえつつ、次の2つの視点から検討を行った。

生活圏等を踏まえた地域の一体性

組合せの検討に当たっては、「合併動向」「地理・歴史」「各種計画等における区域設定」「生活圏」「現行の行政・公的サービス区域」「国・県等における管轄等」などの地域のつながりを示す客観的な41指標を用い、クラスター分析による総合的な検討を行った。

市町村の合併意向等

構想対象市町村の現況や将来見通し等に加え、旧合併特例法下での合併協議の経緯やその後の状況などを踏まえるとともに、平成18年1月に実施した「構想に関する意向調査(アンケート方式)」の結果や、このアンケートの結果を基に平成18年5月から7月に実施した市町村長に対する面談による意向聴取の結果などを考慮した。

(3) 構想対象市町村の組合せ

次の___地域について、新合併特例法第59条第2項第3号に規定されている「構想対象市町村の組合せ」に位置付ける。

	市町村名	人口(人)	面積(km ²)
1	市・町	,	

資料：人口は平成17年国勢調査、面積は平成15年全国市町村面積調

なお、上記(1)で検討対象とした18市町村の中で残る___市町村については、合併気運が十分に高まっていないことや、複数の組合せが考えられることなどから、今回、構想対象市町村の組合せに位置付けなかった。これらの市町村においては、自主的な市町村の合併に向け、気運の醸成を図ることとし、今後の情勢の変化等に応じて、構想対象市町村の組合せに位置付けることとする。

